



2016年(平成28年) 9月13日 火曜日

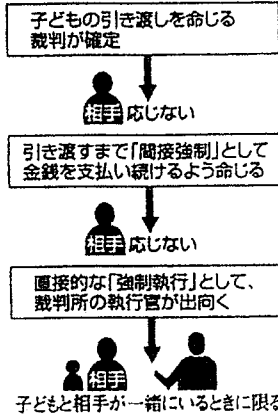
天気	6	9	12	15	18	21時
東京	70	27	23	20	17	22
横浜	80	28	23	20	17	22
千葉	70	28	23	20	17	22
さいたま	80	28	23	20	17	22
札幌	10	70	28	23	20	17
仙台	70	28	23	20	17	22
名古屋	80	28	23	20	17	22
大阪	80	28	23	20	17	22
福岡	50	28	23	20	17	22

朝日新聞東京本社 本日の編集長=梅原孝典
〒104-8011東京都中央区区谷地5-3-2 電話03-3545-0131 www.asahi.com

子ども引き渡し ルールを明文化

法制審検討へ

法制審議会で検討される「子ども引き渡し」のイメージ



離婚など命令無視なら…金銭支払い・強制執行も

離婚した夫婦間の子どもを確実に引き渡す仕組みが必要だとして、金田勝年法相は12日、法制審議会で民事執行法の見直しを諮問した。引き渡しに従わない場合、応じるまで金銭の支払いが加算され続け、さらに裁判所の執行官が強制的に引き渡す仕組みも検討する。法務省は法制審の答申を受けて2018年ごろの改正法案の国会提出を目指す。

■民事執行法見直しポイント

- 離婚した夫婦間などで子どもを引き渡す強制執行について、規定を明文化
- 養育費などの支払いを受けていない人の申し立てを受けて、裁判所が相手の口座の情報を金融機関に明らかにさせる制度を設ける
- 不動産競売で、最高額の入札者が暴力団関係者とわかれば、売却できないようにする

子の気持ちに配慮を

日本弁護士連合会家事法制委員会委員を務める榊原富士子弁護士の話。引き渡し規定の明文化は評価したが、子どもの気持ちに配慮をした仕組みが求められる。一定の年齢以上の子どもが「行きたくない」と言ったとき、どう対応するかが課題だ。ハーグ条約の国内法をもとに、間接強制の手続きを定め、相手と子どもが一緒にいることを条件にすると、引き渡しに時間がかかるケースも考えられる。速やかな執行につなげるため、多様な意見を踏まえた検討が必要だ。

離婚などの際に親権者らは、子ども同居するもう一方の親に対して、子どもを引き渡すよう裁判所に申し立て

ることもできる。国外に連れ出された16歳未満の子の引き渡しについては、日本が14年に加盟した「ハーグ条約」が適用され、13年に成立した国内法で手続きを定めた。一方、国内での引き渡しは強制執行には

法律上ルールがなく、動産の引き渡しを定めた民事執行法を主に適用してきた。最高裁によると、子の引

き渡しの強制執行を申し立てた件数は昨年全国で97件。このうち27件が実際に引き渡された。民事執行法

には引き渡し方法などの規定がないため、執行官は運用で、同居する親らが一緒にいる場面に限る▽親らの自宅に限る▽子の心理についての専門家可能な場合は同行させる—などの対応をしてきたという。だが、専門家からは、法律で明文化されないと対応が一層にならず、「子の心身に悪影響もありうる」との指摘が上がっていた。法務省は、国内での子の引き渡しについても、ハーグ条約の国内法を参考にした仕組みを検討。裁判で引き渡しが決まっても応じない場合、まず金銭を支払わせる「間接強制」を命じる。それにも従わない場合は、裁判所の執行官が子のいる場所に向いて引き渡しを求める。子への影響を考慮し、「親などが一緒にいる時しか連れ出せない」とする規定を盛り込むことも法制審で検討する。(金子元尚)